



発行

兵庫県知的障害者施設協会

〒659-0015

芦屋市楠町16番5号 三田谷学園内

発行責任者 塚 執

TEL (0797) 22-5025

FAX (0797) 22-7885

印刷所 株式会社アカツキ印刷

## 制度改革への問題点

兵庫県知的障害者施設協会

会長 塚 執



いよいよ  
「社会福祉  
業法」が関連  
法案の改正と  
ともに国会に

上程され、今秋には施行されるのではないかとわれています。

法制度の改正については、現状との整合性やニーズに対する不備が原因となつて行われる場合がほとんどであります。今回の制度改革は同時に大きな目標という理想を掲げすぎているように思われるのであります。あまりにも、現実の環境や状態と「利用契約」という改革の趣旨との乖離を感じるからです。

厚生省のいう「いつでも、どこでも、簡単に」という施設利用になるのだろうか。また具体的に、入所型施設で就寝前に入浴をしている施設は何%くらいあるのか。重度棟における利用者の生活の実態、中身はどうか。職員の有給休暇の消化率はどの程度か。そして、何よりも利用者ということばにふさわしい施設の選

択肢は平成十五年までに可能となるのだろうかなど。アドバリンを上げて理想ばかりを言い、目の前にある現状を考えているのかどうかを問わなければなりません。先般、県当局と私達施設協会役員間で情報の交換を行った際にも、各市町村に於いて「国の言う利用契約には必ずしもついていけないのではないか」という不安があると言われています。さて、かつて「福祉元年」という年がありました。国の経済が右肩上がりで福祉関係の国家予算も相当の率で毎年上昇するであろうと見込まれていました。しかし、その後大きな経済の変動もあって、今や全くの低成長期、というよりも不況のどん底にあるわけです。その様な中で、我々のたのみとする「厚生省」も知恵をしぼり、「大蔵省」の厚い壁を突破すべく様々な補助事業が立ち上がり試行されているわけであり、そのテーマは「施設」から「地域生活」へと主軸が変化しています。しかし、最も大切なことは、次代

を担う子どもの育成に対して施策はあるのかです。とりわけ特に障害児に対する手立てが非常にうすく、不十分であります。児童期における子育てへの不安が一掃されてこそ、「利用契約」が言われるべきであります。

いまやその最先端にある「こどもセンター」や「保健所」の側から問題点を国に対して提言として積極的に出す必要があります。そして、平成十五年に向けて児童施設の位置づけやライフステージにおける障害者プランの根本的な見直しが国のレベルですべきではないでしょうか。

育成会の関係者も「入所施設」への風当たりが厳しい折ではあります。が、その根本である国レベルへの働きかけを強く要望すべきではないでしょうか。「国家責任の原則」「国家責任転嫁禁止の原則」「無差別・平等の原則」「必要十分の原則」を国は忘れては困ると思うのであります。しかし、施設の在り方が障害者本人の視点に移行することは、喜ばしいことであります。



# 光る汗 光る笑顔に 光る愛

## ゆうあいピック・しまね大会開催される

(第8回全国知的障害者スポーツ大会)

「光る汗 光る笑顔に 光る愛」

をスローガンに、スポーツを通じて知的障害者の自立と社会参加をアピールする祭典「ゆうあいピックしまね大会」が平成十一年十月二日(土)、三日(日)の両日にわたって、松江市営陸上競技場をメイン会場に開催されました。全国から四百二十六人の選手団が参加。陸上、水泳、バレーボール、バスケットボール等十競技を通じて、交流を深めました。

兵庫県選手団は堺敦会長(県知的障害者施設協会)を団長として、選手三十九人、役員三十人の総勢六十九人の参加となりました。

今年の兵庫県選手団は、貸切バス二台で県内南北二ヶ所から出発し、松江市へ向かいました。途中皆生温泉で合流し、宿舎である玉造グランドホテル長生閣に到着しました。ホテルでは大会役員と学生コンパニオンの歓迎の出迎えを受けました。

十月二日(土)、松江市営陸上競技場で開会式があり、二日間にわたる大会の幕を開けました。

開会式では、全選手団のほか、役



員、ボランティア、観客など約二万八千四百人が参加。兵庫県選手団も揃いのユニホームを身に付け、晴やかに入場し式典に臨みました。

高円宮殿下の「ゆうあい」の精神が広く人々の間に浸透していくようお願いしております」と、おことばをいただいた後、鳥根県選手団の代表

二人による選手宣誓が、力強くなされました。

式典後は、県内の高校や養護学校、ボランティア団体の集団演技が披露され、スタンドから盛んな拍手を受けていました。

競技は午後からスタート。兵庫県選手団は二日間にわたり、陸上、水泳、卓球、ボーリング、フライングディスク、バスケットボール、バレーボールの七種目で熱戦をくりひろげ健闘しました。

陸上(女子二百M)と水泳(女子五十M背泳ぎ・女子五十Mバタフライ)では大会新記録を出し、バレーボールは二年連続の優勝する等、大活躍をしました。

二日間の大会日程を終え、閉会式と後夜祭が松江市内の「くにびきメッセ」で行われました。

閉会式では、「上を向いて歩こう」の行進曲が流れる中、各選手団の代表が入場し、大会会長の挨拶があった後、大会旗は来年の開催地・岐阜県に引き渡され、松江総合運動公園の炬火の納火がスクリーンに映し出されました。地元選手の「お別れは辛いけど、たくさんさんの思い出を胸に明日からも頑張っていきたいと思います」の惜別の言葉を最後に式典が終了しました。続いて選手等が交流の輪を広げる後夜祭があり、出雲そば、し

じみ汁などが振る舞われ、兵庫県選手団も選手、役員、学生コンパニオンと一緒に記念写真を撮ったり、車座になって飲食や話したりして名残りを惜しみました。

最終日は宿泊のホテルを後に、松江城のお堀り巡りの観光を楽しみ、雄大な伯耆富士(大山)を眺めて蒜山高原での昼食。記念写真を全員で撮った後、来年(岐阜大会)も皆、頑張って出場することを誓い合って帰路につきました。

### 1 記 録 1

#### (兵庫県選手団)

陸上 金10 銀10 銅5

水 金3 銀4 銅1

卓球 銀1

フライングディスク 金1

バレーボール(男子) 金1

◎大会新記録

松田洋子さん(協和学園)

女子200走・壮年組 35秒39

小川かおりさん

(明石地区手をつなぐ育成会)

女子50m背泳ぎ・青年 42秒38

女子50mバタフライ・青年 40秒51

(神戸市選手団)

金4 銀5 銅4

(県施設協会スポーツ委員長

なくさ育成園施設長 井上久芳)

# 兵庫県知的障害者施設保護者会協議会 — 研修について —

兵庫県知的障害者施設保護者会協議会  
事務局長 梶田 源一郎

平成十一年度に実施しました兵庫県知的障害者施設保護者会協議会（以下、協議会という）の研修内容につきましては、「保護者会協議会だより（第4号）」に紹介していますので、今回は協議会の研修について期待することを若干述べてみたいと思います。現在協議会の研修は、中央研修会、ブロック研修会の二つに分けて実施していることはご存じのとおりです。この二つの研修会がお互いに役割を分担し連携をもって実施されるならば相乗効果が期待できます。ここで、中央研修会とブロック研修会のねらいとすることを整理してみよう。

中央研修会のねらいとするところは、国の福祉行政の方向や関係法規などの解説、さらにはモデル事業や先導的な研究内容を学ぶことにあります。参加者は、各施設の代表者等を対象として、県下一か所で集中的に開催します。研修の方法は、著名な講師を招聘しての講演会やシンポジウム等の方法が多く採用されます。どちらかといえば受け身的な研修が多くなります。それぞれの保護者会を代表して参加するわけですから参加できなかつた会員に研修の内容を伝える責任があります。

伝え方としては、広報紙に掲載したり、保護者会の集会を利用して口頭で伝達する方法があります。また、県下各地から参加しているわけですから、一人でも多くの参加者と交流し、情報を交換するよう努めることも大切です。一方、ブロック研修会のねらいとするところは考えてみたいと思います。県・市町段階の身近な福祉施策、補助制度や支援制度、人権擁護問題、相談業務等、日常的な課題解決のための研修内容が中心となります。中央研修会に比べ比較的小人数です。中央研修会の方法としては、講義や講話あるいは、講師を囲んだ懇談会等の形をとり、質疑応答を重視した主体的な学習に努めることが望まれます。そのためには、会場設営も口の字型の机配列にするなど工夫が大切です。講師は、日常お世話になる市町の福祉関係の職員や協議会、育成会の会長さんなど身近な人がいいでしょう。研修のすめ方としては、基調講演で課題を共通理解し、その後、分散会（同じテーマ）、分科会（課題別テーマ）等に分かれることも大切です。研修会の後、参加者が良い研修会であったと満足感を表す内容は、「自分の意見が十分に述べられたこと」と答えています。司会者は一人一人の発言を引き出す技術が大切であることが分かります。司会者はしゃべり過ぎない、参加者同士で課題解決するように仕向ける、長時間一人でしゃべらせない、会議のあとでも仲間意識が生まれるような配りをする等も大切なことですね。今年度、各地の研修会で学ばせていただいたことは、研修を担当する人たちのやる気とチームプレイでした。「福祉の研修会をしたいがどんなにかいい講師はいますか。」と尋ねられると返答に窮します。福祉の意味があまりにも大きく漠然としているからです。研修に参加する人たちが何を求めているか、事前にアンケートをとられたブロックがありました。「介護保険制度と私たちの暮らしについて研修したいがいい講師ありませんか。謝金はこれだけしかありません。参加対象は云々です」と事務局に相談に見えました。一応講師のリストアップして差し上げます。「講師の住所は紹介しますのではありませんので講演依頼と指導内容をお伝えしてください。それから講師料の交渉もそちらでお願いください。」と突き放しますと、不親切な事務局やと睨み付けて帰られました。後日、研修を終えた後会場を片づけながら語る研修担当者の弾んだ声に私はおおいに頷きました。

「講師の先生と恐る恐る電話でやり取りした初めての経験、講師紹介の原稿づくり、謝金の支払い、講師の接遇、当日の看板や演題の垂れ幕準備等々それはそれはとても大変でした。研修担当者はそれぞれ一人一役で頑張りました。いま研修会を終えて胸に込み上げるこの充実感はどう表現すればいいんでしょう。早速研修結果をまとめて皆さんに届けたい。参加した皆さんには、研修結果のアンケートをとって次回の反省とした。講師の礼状のなかにも参加者の反応を伝えたい……云々。」最後に協議会のこれからの研修課題をあげておきます。

平成十一年度研修会の内、第四回兵庫県知的障害者福祉大会（協議会後援）基調講演の中で講師の田島良昭氏は、「これまで施設経営者もまたその利用者也従来の措置制度の上に安穩として過ごしてきた。これからは施設の経営者もまた利用者も『選択と契約』という新しい関係のもとにそれぞれの自己責任が問われる時代に入った」と述べられました。これからは、施設と利用者のよき円滑な関係を維持し利用者の福祉向上と人権擁護のために対等の立場に立ち相互信頼の上に施設と利用者の新しい関係を樹立するための研修が中心課題となりましょう。施設における本人部会の育成や「ひょうごオンライン派遣制度」の活用等も新しい研修課題の一つであります。

# 障害者・児施設の サービス共通評価基準について

蓬 菜 和 裕

はじめに

今回の改革では「個人の尊厳と自立した生活」を基本理念として、個人の選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの確保、地域福祉の充実の3点が改革の方向として打ち出されました。

社会福祉施設については、この改革の方向に沿って、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築という観点から、従来の措置制度を廃止し、利用制度の導入が図られようとしています。

利用制度が導入されると、当然利用者はより質の高いサービスを求め施設を選択します。一方、施設は利用者一人一人のニーズを満たし、その人らしい生活実現に向けた、質の高いサービスの展開に努力しなければなりません。

このように、利用者一人一人のニーズに施設が応えるには、施設外の第三者によるサービスの客観的な評価を受けたり、自己評価をし改善をし

ていく必要があります。そうでなければ社会的な信頼を得ることはできません。これらの評価の基準となるのが今回の評価基準です。

## サービス共通評価基準の目的

第一の目的は、施設の全ての職員が、質の高いサービスを利用者に継続して提供していく目安となること、が掲げられます。第二は、評価で得られた結果が、言い換えれば、それぞれの施設の特徴となり、利用者が情報として活用できる。の二点が掲げられます。

## サービス評価基準の基本的な考え方

この評価基準では、利用者の主体性の尊重、自己選択や自己決定の尊重、生活の質（QOL）の保障及び向上といった人権を重視して、作成されています。この評価基準では、個別のサービス内容を問うのではなく、施設の組織と体制（システム）

を問うことを基本としています。（システムを問うことについて、ISO国際標準化機構を考慮して作成しています）つまり、①サービスが人権を重視する理念のもとに一定の体制や方法により実施されているか。②実施されるサービスは、利用者の合意を得ているか。③実施されたサービスを検証する体制を持っているか。④組織の体制やサービスの内容が可能な限り文章化されているか等の観点から作られています。

## 評価基準の内容

まず、評価の基本理念として「利用者の権利擁護」「利用者主体のサービス」「地域に開かれた施設」を示し、評価基準においては、以下の7つの大項目を設定しています。①人権への配慮②利用者に応じた個別支援プログラム③日常生活支援サービス④生活環境の整備⑤地域との連携⑥役員及び職員の研修⑦緊急時の対応。それぞれの項目には、中項目（総数34）、小項目（総数64）、着眼点（総数260）が設けられています。着眼点はそれぞれの小項目に対し設けられており、各々の着眼点に該当する場合は、チェックをいれるようになっていきます。

チェックが多いということは、サー

ビスが一定の水準で展開されているということになります。ただし、サービスにはそれぞれの施設の独自性や着眼点にないような工夫があれば、それも大切なことです。また、独自性の観点から、着眼点に記載された内容を意図的に実施していないことも考えられるので、チェック項目の多さだけで評価するのは危険です。

## 終わりに

今回の評価基準は、厚生省が自ら作り上げたと言うところに大きな意味があると思います。私たちは、現在まで、サービスの質の向上に向けて様々な提案をしてきました。しかし、それらの提案は、なかなか受け入れられませんでした。今回出された基準は、初めて厚生省が手の内をみせたといえるでしょう。「今の制度ではここまで」ではなく、できることとできないことを明らかにして、なぜできないのか、その原因を具体化する事が大切ではないでしょうか。



# 研修委員会報告

## 「制度改革下における施設経営上の法律問題」

研修委員長 婦木 治

社会福祉基礎構造改革とそれに伴う社会福祉事業法の改正、平成十二年四月より導入の介護保険制度や新会計基準、そして成年後見制度の導入、措置から利用契約への移行などまさに明治維新、第二次世界大戦後以来の世紀の大改革の時であると言われている。

この根本から制度を見直す重要な時期に、法人として施設として施設職員として何をどのように対応していくのか、どの分野に意識と知識をもつべきなのか、どのような事業展開を行っていくのかなどを法律専門家である弁護士多田徹氏より講義形式で講演を願った。十二月に入り、各施設も多忙な時期ではあったが、施設長など幹部職員の参加が非常に多く、この分野での専門性についての重要性と知識の不足を自覚しているのは私だけではなかったように思えた。以下は講演内容の概要である。

まず第一に利用契約への移行と目的について  
措置体系では福祉サービスへの多様なニーズ、自己決定の尊重、権利意識の向上、選択肢の広いサービスの提供が難しい。そのために契約制度への移行により利用者の選択権の拡大と利用者サービス提供者（施設）との権利義務関係が明確になってくる。次に契約制度への移行によるリスクについては、措置制度下での行政による公的サービスの提供から契約

書の締結により対等な当事者間の権利義務関係を定め合意することにより権利意識が芽生え、その結果権利義務違反が顕在化したトラブルが発生して来る。

契約とは、私法上互いに対立する複数（通常2個）の意思表示の合致（申し込みと承諾により成立）することである。

意思表示とは、一定の法律上の効果を求め、かつ、これを表示する行為、意思表示の存在がすべての契約の前提となる、意志または表示のいずれかが欠ける場合には意思表示が存在しない。

意志能力とは、自分の行為の性質を判断出来る精神的能力である。幼児程度の精神能力では意志能力がない。意志能力の欠如は契約の無効を意味する。

知的障害者、精神障害者、痴呆性老人の意志能力の判定については非常に困難性を究めるが、欠如している場合の契約行為は、従来禁治産宣言、準禁治産者宣言によっていたが、利用しにくく制度となっていた。現在検討され制度化されるものとして成年後見制度・その補完的的制度として地域福祉権利擁護事業がある。

成年後見制度における保護の3類型は  
・補助制度（軽度の精神上の障害者を対象に特定の法律行為について、同意権、取消権、代理権に

よる保護を行う。本人自身で財産行為は一応行う能力を有するが判断能力不十分、代理権付与については申立てが必要  
・保佐制度（心身耗弱者を対象に一定の重要な財産について保佐人の同意・取消権とその範囲内での代理権の保護

・後見制度（心身喪失の状況にある者が対象で日常必要行為以外の行為について同意、取消、及び代理権を保護

問題点として、財産管理行為は可能だが身上監護にはなじむかどうかということである。

次に施設と利用者との契約の締結については、原則として当事者対等を前提とする。但し社会的弱者や経済的弱者保護の見地から制約が介在する。合理性、公平性を前提とする。

その上、重要事項の説明義務については、欠如する場合契約自体が効力を失う場合がある。契約当事者の意志能力に問題のない場合は、利用者本人と家族（配偶者、子供）との契約となる。入所前まで現実世話をしてきた人や養護者との間でも立会を求め、立会人欄に署名をもらうこと、契約当事者の意志能力に問題がある場合は誰との間で契約を締結するのかについて本人とその家族（保護者）との連名か、家族のみか、後見人や保佐人がいる場合についてはどうなるのかについて明確にしておくべきである。

成年後見制度が立法化されると、補助人、保佐人の場合、本人に一定の意思能力がある時は本人の意思を尊重する。本人が入所を承認している場合は契約可能だが保佐人の同意が必要、本人が入所を承認している場合でも補助人が代理して契約する場合合は裁判所の許可が必要となる。成年後見人の場合は代理権が発生し契約

可能と判断されるが「本人の福祉に沿うかどうかの判断」が必要。本人が入所を拒否する場合は強制出来ない。  
次に、施設入所者の財産管理（預かり金）についての契約については入所契約とは別に個別に財産管理契約を締結することになる。この場合についても意思能力に問題がない場合や問題がある場合、そして入所後意思能力を喪失した場合などについては「事務管理」としての要件（管理規定、運用基準等）を整備する必要がある。また、一定金額以上の支出については、審査委員会を設ける必要がある。最後に施設での事故と賠償責任の根拠は、施設利用者の事故と賠償責任の根拠は、つぎの3点が上げられる。

(1) 施設の設備の瑕疵（欠陥）による事故（民法七一九条）

(2) 施設職員などによる不注意（注意義務）事故（民法七二五条）

(3) 契約上の債務不履行（安全配慮義務、療養看護義務等）違反

次に裁判所の判断として、その事故の予見が可能であったか否かが問題となる。利用者の心理、身体状況によれば突発的とか衝動的と判断する行為がある。その場合その直前の行為が予見出来たかどうか大きな争点となる。また過去に同様な事故が起こっていたかどうかなども問題となる。その場合、詳細な報告書が存在しているのかも重要である。施設の立場からすれば、利用者援助、サビ、介護のあらゆる場面における基本必須マニュアルの整備を再検討することを痛感した。

この講演を聴講後参加者から内容についての高い評価を受けたのは、各施設現場で数多くの相当する事例があると考えられたからだと思う。今後さらに弁護士や公認会計士等からの講義や研修会の必要性を感じた。

## — 未来の文化 —

まず落

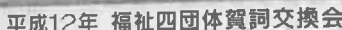


## ◎大会宣言

四、知的障害者の高齢化問題について指針をまとめ、対策を早急に講じること。

## 賀詞交換会

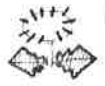
主 催  
主 挨  
主 者



このあと、兵庫県手をつなぐ育成会の藤原理事長の元氣な乾杯の音頭で楽しい会食に移りました。

最後に兵庫県の障害者施設保護者会協議会池田会長より、わが子の幸せを願う親として思いの溢れる言葉で締めくくり、終了しました。

## 保護者の声



# なくさ育成園 三好 則子

頻りに寄せたり抱っこして慈しんだ長男も今年四十二才。男の大厄となり感慨深いものがありました。

この子のいない私の人生なんて考えられない現在、息子がいつまでも元気で幸せであって欲しいと門戸厄神へお詣りし二〇〇〇年の記念すべき新年を迎えました。

長男が知的障害と宣告されて四年、如何に多くの人に支えられ励まされて今日まで来たかを思うと唯々感謝の念で胸が一パイになります。

我國の福祉がスウェーデンやアメリカに比べ遅れているといっても、世界全体に目をやると、あちこちで戦争が繰り返され貧困や飢餓に苦しんでいる人がいるのも現実。その国にも障害を持つ人達がいる事を思うと胸が痛みます。戦争のない平和な日々を送れるのも感謝です。しかし感謝しているのは親の私であって、施設での生活を余儀なくしている本人はどの様に思っているのかという事を最近よく考えます。

子供も高齢化し親も高齢化し共に生きてゆく時間が少なくなり人生の先が見えてきたせいでしょうか。正直云ってこれでいいのかと何とも云

えない焦燥感にとらわれます。

確かに我國の福祉もノーマライゼーションが叫ばれて久しく、国際障害者年、QOL等のスローガンのもとで少しは進歩してはいるものの施設での生活と思うと、理念は理解されてはいても実際には利用者に充分と具現化されていないのが現実ではないでしょうか。ここに来て社会福祉構造改革がなされ、措置制度より自己選択、サービスを提供する側と受ける立場、上下関係ではなく対等な関係と一見結構な改革だとは思いますが、本人に本当に選択する能力があるなら施設より家庭での生活を選択するのではないかと思います。

四月から成年後見人制度も施行され、障害者といえども一人の人間として人権を尊重しようと福祉に対する考えが大きく変動する中、色々な事情で施設での生活をしなければならぬ子供のために今親は何をすべきなのか。子供の幸せを願う親として激動の時代の流れに遅れる事なく、正しい情報を得ながら今こそ研鑽に励まなければならないと思います。

幸い我県には知的障害者福祉四団体があり、それぞれの立場から種々の研修会、講演会等が企画され、勉強する機会も多く喜ばしい限りです。願わくば一部の役員だけでなく、一人でも多くの保護者が参加でき共に研鑽できる機会の多からん事を願っております。

## 保護者の声



# 姫路市総合福祉センター 飯塚佳代子

私の夫は、祭りがとても大好きです。祭りになると血が騒ぐそうです。

兵庫県と言えば、灘のけんか祭りが有名ですが、夫に言わせると、自分の地域の祭りの方が一番なのだそうです。その祭りの名は、荒川祭りと言いますが、小芋祭りとも言われています。なぜかという、すり鉢の中で小芋を洗うように練るからそう言われているそうです。祭りになると地域の男の人は、仕事で県外に住んでいる人も帰ってきて、参加します。一年会っていないくても、その時ばかりは皆一致団結して屋台を練ります。地域の人達が一つになつて大きな力を発揮するんですから、大変なものです。皆で力を合わせるからこそおもしろいのかもしれませんね。夫は、年に一回の祭りには思いっきり声をだして、力をだしきって、つらい事も嫌な事も忘れてしまえると言っていました。

祭りと言えば、ちょうどこの時期、自閉傾向のある息子が通っている姫路市総合福祉通園センターでも、地域の方々との交流を図るため、花北福祉まつりを行っています。色々な方の理解と協力を頂いて盛大に行われま

す。ステージとお店、地域の子供屋台の入場と所狭しと楽しい催し物があります。保護者会でもお店をだし、交替で店番をしながら、参加しています。

また、わんぱくまつりというものがあり(運動会のようなもの)、家族揃って参加出来る楽しい祭りです。子供達の入場行進、かけっこには、感動の涙と笑いでつまれます。早くから保母さんが、子供達に全体遊びの中に組み込んで指導して下さい、ゆつくり少しずつですが、子供達も覚えてこの日を迎えました。何事にも少し時間がかかりますが、一生懸命なその姿には心打たれるものがあります。他に、コーナー遊びがあり、あちらこちらで楽しそうな声が聞こえてきます。お弁当の時間の後の競技には、力が入ります。特に、なぜかとても盛り上がる保護者参加のクラス対抗競技には、パパさん達が活躍。かくいう私の夫も参加し、ちょんまげのカツラをかぶり、皆を笑わせてくれました。本当にお祭りの好きな人です。フィナーレは、参加者全員でダンスを踊り、風船が舞い笑顔満開です。児童部の所長はじめ諸先生のお陰です。楽しい一日でした。祭りのように、地域の人々が協力しあい、助けあつて長い目で子供達のことを見守って、地域の中で育っていつてくれたらと、心から願っています。



職員便り

どこまで福祉は変わるか

三美学苑 地域療育等支援事業  
コーディネーター 中川 順子

私は福祉新聞一面の宮城県浅野知事の「走りながら考えた」が非常に好きです。新聞が届くとまず、その記事から読み他の記事は、また時間のある時にゆつくり読むつもりでいながら、そろそろ来年度の購読料を振り込む時期になっており一年分くらいはたまっているのかな、と思う今日この頃です。つい先日、私の場合ふと「ねながら考えた」ことがあります。というのは、もし私が重度の障害があり家の中にずっと居て成人期も過ぎたころとしたら、何かの時に電話一本で私の介助にきてくれたり預かってもらったりすることがあったり、時には仲間と過ごせたり外出に付き合ってもらったり食事の準備をしてもらうことで家庭生活が続けられないかな。もし私が軽度の障害だったら仕事があつて働く仲間がいて、苦言を言われず私にわかるように仕事の説明をしてくれればできるかもしれないし、ちょっとした気持ちの補いやそのような社会の仕組みであれば地域で生活できるかな等まだまだありますが、さまざまなパターンを自分に置き換えて思いました。そこで「親なきあとの施設」ということも言われますが、施設の機能

をどこかで利用することはあつても本人の希望が地域で暮らすというのであればそれがかなうようなシステム作りが急がれるのではないでしょう。今、進められている社会福祉基礎構造改革や社会福祉事業法の改正により今までは違いかなりの緩和が見られます。又、当苑でも昨年の十月より障害児(者)地域療育等支援事業を県からの委託を受けて実施していきながら、この事業も社会福祉事業法に明確に位置づけられるようになりコーディネーター業として市町村や各関連機関と連携しながら支援体制を整えていくことが課題であります。それとともに先ほどの「何かのときに」や「ちよつとした気持ちの補い」あるいは「この部分だけ手伝ってもらったら」というようなところをじっくり考え応えていく必要があります。

高齢者の介護保険がこの四月からスタートし、平成十五年からは今まで長年慣れきつた措置制度から利用制度へと移行し又、高齢者福祉に追従して障害者介護等ケアマネジメントも始まるであろうなど大きく変わろうとしています。一方サービスの担い手はどうでしょうか。この部分が鍵を握っていて関わる人、提供者が今までの措置の考えから離れてどこまで変われるのかなと期待しています。今年の六月に第八回日本社会福祉士会の全国大会が仙台で開催されますが、そこでの浅野知事の記念講演を是非聴きたいと楽しみにしています。

△日誌抄▽

|       |                                 |        |                              |
|-------|---------------------------------|--------|------------------------------|
| 10月1日 | 第2回近畿地区通勤寮部会 (大阪)               | 17日    | 阪神・淡路大震災追悼式典 (兵庫県公館)         |
| 2、3日  | ゆうあいビックしまね大会 (松江)               | 19日    | 近畿地区施設協会役員会 (芦屋)             |
| 6日    | 兵庫県社会福祉大会 (加西)                  | 21日    | 第9回ひょうご・ゆうあいスポーツ大会申込説明会 (姫路) |
| 8日    | 近畿地区施設協会役員会 (芦屋)                | 22日    | 第4回福祉公開セミナー (新宮町)            |
| 13日   | 兵庫県知的障害者施設保護者会協議会阪神ブロック研修会 (三田) | 25日    | 通所更生部会研修会 (神戸)               |
| 20日   | 全国会長会議 (東京)                     | 2月7、8日 | 阪神但地区施設長・職員一泊研修会 (篠山)        |
| 21日   | 阪神但地区職員部会全体会 (三田)               | 9日     | 児童通園部会研修会 (神戸)               |
| 24日   | 福祉野球秋季大会 (佐用)                   | 9、10日  | 第36回近畿地区知的障害関係施設職員研修会 (奈良)   |
| 11月2日 | 阪神但地区研修 (三田)                    | 11日    | 第8回ひょうご・ゆうあい音楽祭 (夢前町)        |
| 5日    | 第3回役員会 (三田谷学園)                  | 14、15日 | 近畿地区施設協会役員一泊研修会(舞子ピラ)        |
| 14日   | 第8回近畿地区通勤寮部会寮生部会 (滋賀)           | 16日    | 日本愛護理事會 (東京)                 |
| 16日   | 全国事務局長会議 (東京)                   | 18日    | 第8回ばんたん・ゆうあい文化祭 (姫路)         |
| 29日   | 播淡地区職員研修会 (姫路)                  | 22日    | 授産部会職員研修会 (加古川)              |
| 1月7日  | 第4回役員会 (三田谷学園)                  | 23日    | 県・協会意見交換会 (楠公会館)             |
| 11日   | 新年福祉の集い (新神戸オリエンタルホテル)          | 24、25日 | 全国施設種別部会協議会 (東京)             |
| 14日   | 平成12年福祉四団体賀詞交換会 (楠公会館)          | 25日    | 日本愛護評議員会 (東京)                |
| 16日   | ハンディキャップサツカーフェスティバル (神戸しあわせの村)  | 25日    | 全国会長会 (東京)                   |
|       |                                 | 3月10日  | 第5回役員会 (三田谷学園)               |